

議員案第1号

コロナ危機の中で学ぶ子どもたちに、少人数学級の実現で、学ぶ権利を保障することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月8日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

白 井 亨

坂 井 えつ子

渡 辺 ふき子

田 頭 祐 子

水 上 洋 志

コロナ危機の中で学ぶ子どもたちに、少人数学級の実現で、学ぶ権利を保障することを求める意見書

昨年10月初め、文部科学省は、少人数学級の検討を来年度の概算要求に盛り込んだ。これはコロナ禍の中で少人数学級の必要性が現場でも実感され、世論が広がったことの反映である。

小金井市議会を始め、230を超える地方議会が少人数学級の実現を求める意見書を可決しているのも、これまでにない状況である。

また、昨年11月以降、新型コロナウイルスの感染者は急増しており、3密を避けた学級編成の実現は急務である。

しかし、財務省の諮問機関である財政制度審議会の歳出改革部会は、少人数学級の効果は限定的として、少人数学級実現の予算編成に難色を示していることが報道されていた。

また、東京都教育委員会は、国の責任で行うべきものであることや少人数指導が効果を上げていることを理由に、少人数学級への移行を考えていないことを表明していた。しかし、東京都以外のほとんどの県は、30人学級や35人学級に変更されており、教育的効果が実証されている。

小金井市教育委員会においても、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、子ども1人に1台の端末とインターネット環境を整備しようとしている。教職員の端末に基づく教材研究などの対応、国のバックアップ体制が不十分であることから、子どもに十分に接することができず、教職員は疲弊し、様々な懸念の声が出ている。こうした負担を減らすためにも少人数学級は必要である。

「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」（全国連合小学校長会、全国都市教育長協議会など23団体）も、ICT教育の効果的な活用を含むきめ細かな指導の充実のために、学級編制の標準を引き下げ、少人数学級の実現を主張している。

国や東京都は、子どもたちの個別最適な学びの実現、感染症等の緊急時に全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、少人数学級へ早急に踏み出すことが求められている。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、少人数学級の早期実現とそのための財政的支援を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京 子

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
東京都知事 様

議員案第2号

国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月8日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

水 上 洋 志

国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求める意見書

保育・学童保育は、誰もが安心して子どもを産み育て、働き続ける社会を実現するために不可欠な社会資源であり、その重要性や必要性はコロナ禍において一層明らかになった。また、コロナ禍の下で支援を必要とする世帯が増え、新たな保育需要の増大も見込まれており、その対応も待ったなしの状況にある。

一方で、新型コロナウイルスの感染対応や、各地で頻発する地震、豪雨などの経験を踏まえると、現在の保育の環境・条件があまりにも貧しいものであることが浮き彫りになった。

子どもには豊かな保育を受ける権利がある。どのような状況にあっても、安全で安心な質の高い保育を格差なく保障するためには、子どものための基準の引上げ、保育環境整備、保育に当たる職員の処遇改善は緊急の課題である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 国の責任で、非常事態・災害状況でも子どもの安全を確保し、発達を保障する質の高い保育を格差なく実現するため、保育・学童保育の基準を抜本的に引き上げること。
- 2 施設条件など、保育環境に関わる基準を引き上げること。
- 3 職員の配置基準を改善し、増員を図ること。
- 4 保育所・学童保育所で働く職員の賃金を、専門職にふさわしいものに改善すること。
- 5 認可保育所等を整備し、待機児童を解消すること。
- 6 仕事と子育てが両立できるよう、長時間労働の規制など、労働環境を整備し子育て支援施策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第3号

森喜朗氏のJOC臨時評議員会における女性差別発言に対して強く抗議し、出处進退を明らかにすることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月8日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

坂井 えつ子

田頭 祐子

片山 薫

渡辺 大三

水上 洋志

森喜朗氏のJOC臨時評議員会における女性差別発言に対して強く抗議し、出处進退を明らかにすることを求める意見書

2021年2月3日、森喜朗東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長（以下、「森会長」という。）は、日本オリンピック委員会（JOC）臨時評議員会において、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」等の女性差別発言を行った。

森会長の発言は、女性の社会参加、とりわけ国会・地方議会レベルから、民間、また地域レベルの小さな意思決定機関まで、女性の参画、社会進出を妨げ、私的な場面をも含めて女性の発言を封じ込めるものであり、全ての女性に対する差別、蔑視にほかならない。

2月4日、森会長は発言に対し謝罪会見を行ったが、その内容は、「不快に感じた人々」のみへの謝罪であり、女性差別発言であったとの認識や反省は示されなかった。

国際オリンピック委員会（IOC）の広報担当者は、「森会長は謝罪した。これでIOCはこの問題は終了と考えている」とコメントしたことが報じられているが、森会長が考えを改め心から反省しない限り、この問題は終了せず、森会長の女性差別発言は強い影響力を持ち続ける。

この発言が、女性の公的場面における発言に関して行われたことは、極めて深刻であり、女性の発言を封じ、女性の存在意義を無にすることにつながる。これは男女のあらゆる分野における尊厳を基礎とする平等に反するのみならず、民主主義の根本を侵すものである。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、今回の森会長の発言に対して強く抗議するとともに、森会長の出处進退を明らかにすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
文部科学大臣様
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣様
東京都知事様

議員案第4号

福島第一原発事故避難者への支援の強化・継続を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月22日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

坂井 えつ子

斎藤 康夫

田頭 祐子

片山 薫

渡辺 大三

水上 洋志

福島第一原発事故避難者への支援の強化・継続を求める意見書

2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年、いまだ原子力緊急事態宣言が出されたままで、廃炉作業は更なる延長となる中、復興予算は削られ、帰還政策が進められている。

避難者からの度重なる求めにもかかわらず、今もって、福島県からの避難者にも福島県以外からの避難者にも包括的な実態調査も正確な人数統計も一度も実施されていない。

国と福島県が、多様な困難の中にある全国に広がった避難者の実態調査を早急に実施し、避難元と避難先自治体の行政職員及び民間支援団体との連携、戸別訪問等により、生活困窮者を早期に発見して必要な生活支援を行うことと、併せて避難者の生活相談ダイヤルを設置すると共に相談内容統計も公表する必要がある。

住居は人間の生活を支える基盤である。民間賃貸住宅に居住する避難者の家賃負担が増している。

国と福島県が、家賃補助を再開し、公営住宅への特定入居と単身世帯でも入居できるよう入居要件を緩和すること、更に民間住宅を公営住宅とみなして入居できるようにすべきである。

医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置は、文字通り困窮世帯の命綱となっている。原発事故の影響が長期化する中、コロナ災害が追い打ちをかける状況にあり、減免措置の打切り・縮減が即座に生命の問題に関わることは明白である。

国は、減免措置の見直しを行うとしているが、減免措置の打切り・縮減を行わず、継続し、対象地域を拡大すべきである。

よって、小金井市議会は、政府及び福島県に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 避難者の緊急実態調査と福祉行政・民間連携による生活困窮者の早期発見と支援を行うこと。
- 2 住宅支援を再開し継続すること。
- 3 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置の打切り・縮減を行わず、減免措置を継続し、対象地域を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
復興大臣 様
福島県知事 様

議員案第5号

生活保護を必要な人が必要なときに受けられるよう制度の見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月22日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

生活保護を必要な人が必要なときに受けられるよう制度の見直しを求め
る意見書

厚生労働省は2021年1月6日、昨年10月分の生活保護申請は1万8,621件で、前年同月と比べ1.8%(335件)増加したと発表した。コロナ禍の影響で仕事や住まいを失い、生活保護申請は増え続けていると思われるが、依然として、日本は先進国に比べ生活保護の捕捉率は低い。日本弁護士連合会の調査によると、2018年度の捕捉率は韓国60%、イギリス87%、ドイツ85%、フランス90%に対し、日本はわずか19.7%にとどまる。

日本の捕捉率が国際的に群を抜いて低い背景には、生活保護は恥だとする風潮や、親族への扶養照会など申請を躊躇させる制度設計がある。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、生活困窮者が増加する中、昨年12月、厚生労働省はウェブサイト「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と掲載した。しかし、申請を躊躇させる制度そのものを変えなければ、今後も「ためらわずに相談する」ことは期待できない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 名称を「生活保護」から「生活保障」に変更すること。

本来生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために認められる権利(憲法25条)であり、「保護される」のではなく「保障される」ものである。諸外国を見ると、ドイツでは「社会扶助と失業手当Ⅱ」、フランスでは「積極的連帯所得手当」、イギリスでは「所得補助」、スウェーデンでは「社会扶助」、デンマークでは「現金支援」、韓国では「国民基礎生活保障」という言葉を使っている。

- 2 扶養照会を廃止すること。

生活困窮者支援団体「つくろい東京ファンド」がこの年末年始に生活困窮者に行ったアンケート調査では、「生活保護を利用していない理由」として、「家族に知られるのが嫌」が34.9%と最も多かった。扶養照会があるために生活保護を忌避する実態が見て取れる。しかるに、同団体の2019年度の調査では、扶養照会から実際の扶養に結びついたのは東京都の場合、足立区で0.3%、台東区は0.4%、荒川区とあきる野市は0件だった。小金井市では、2020年の4月から12月までに180件の生活保護申請があり、その内、30件の扶養照会がされたが、扶養につながったのは1件のみだった。ほとんど扶養に結び付かない扶養照会を、3親等まで広げて、膨大な時間と人件費をかけて行う必要はないと考える。

- 3 生活保護を必要とする全ての人々が安心して利用できる制度として強化すること。

福祉事務所が、従来の水際作戦で申請者を追い返すようなことがないよう厳正に指導し、住まいを持たない申請者を、無料低額宿泊所に入所させないよう、公営住宅や民間アパートに緊急入所できる制度を早急に構築すること。

- 4 生活保護費や事務費の自治体負担を無くし、国が負担することで、自治体行政の行革対象とさせないこと。

- 5 引下げが続いている生活保護基準の引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)様

議員案第6号

時限的に消費税の減税を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

坂 井 えつ子

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

時限的に消費税の減税を求める意見書

2度目の緊急事態宣言が発令され、国民は政府による自粛要請に真摯に対応している。その結果、特に中小・零細企業、個人事業主やその被雇用者は経済的に大きな負担となっているが、耐え抜く努力を行なっている。しかし、国民の所得低下や雇用の不安定化は避け難い事実である。

2019年10月1日から10%に引き上げられた消費税の影響は、同年10月から12月までの四半期実質GDPはマイナス7.1%（年率換算）という大幅な減退となり、令和2年4月から6月までの四半期実質GDPは新型コロナウイルスの影響によりマイナス27.8%（年率換算）と経済危機は更に大きなものとなっている。それに加えて今回の緊急事態宣言は国民に自粛ではなく萎縮を植え付け、消費行動に大きなブレーキとなっており、未曾有の経済危機を引き起こしかねない状況である。このままでは失業者や経済的自殺者が増大し、日本の国力そのものを毀損することになる。

消費税減税により生活者目線に立って消費行動を促すと共に、政府は国民を守るための政策を打ち出すという精神的なバックアップともなる。

税率がゼロであれば、国民は100万円の消費に対して10万円の定額給付と同じ効果が見込める。

プライマリーバランスを確保するのは平時のことであり、今や有事である。日本国民の生命を守るためには一刻の猶予も許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、恒久的な消費税廃止ではなくとも、全品軽減税率等の時限的措置により国民の生命と財産を守るための消費税率の時限的引下げを行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
財務大臣様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様

議員案第7号

特別定額給付金の追加給付を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

斎藤 康 夫

渡辺 大 三

特別定額給付金の追加給付を求める意見書

政府は令和2年の第1次補正予算で一人当たり一律10万円の特別定額給付金を国民に給付した。その経済的効果は識者の中で一定の評価を受けている。長引く新型コロナウイルス感染症蔓延の中、政府は2度目の緊急事態宣言を発令した。

新型コロナウイルスの経済的支援は、本来であれば、大規模な経済出動で企業や事業主に対し根幹的政策として粗利補償すべきであった。そうすれば人件費、家賃、リース料、光熱水費、その他経費の支払いが可能であり、社員、パート、アルバイト等の解雇や雇い止めをすることなく、経営を継続できたのである。下請業や卸売業も同様の効果が見込めるのである。

しかし、政府は中途半端な持続化給付金、雇用調整助成金、家賃補償等一定の条件を付し、枝葉末節な対策を数多く作り上げ、複雑な種類、手続きにより国民は混乱を極めた。

この状況下で、本来あるべき根幹的な政策は、粗利補償をすることである。しかし、早急に経済的に窮している国民を守るための政策は特別定額給付金を追加給付することが必要である。

プライマリーバランスを確保するのは平時のことであり、今や有事である。日本国民の生命を守るためには一刻の猶予も許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、一刻も早く第2次、第3次の特別定額給付金を追加給付することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様

財務大臣様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様

議員案第8号

地方自治体の歳入減少を補填する交付金を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

小金井市議会議員

鈴木 成夫

坂井 えつ子

斎藤 康夫

田頭 祐子

片山 薫

渡辺 大三

水上 洋志

地方自治体の歳入減少を補填する交付金を求める意見書

新型コロナウイルス感染症による日本経済の打撃は戦後最大であり、地方自治体の歳入にも大きな影響が見込まれる。令和3年度の当初予算の歳入見込みは各自治体とも苦慮して予算計上しているが、必ずしも的を射ているとは限らない。

その歳入減少は予想をはるかに超える可能性があり、更に長期的に続く可能性がある。

また、地方自治体の歳出では、医療、介護、子育て、防災、雇用の確保など喫緊の財政需要が求められ、巨額の財政不足を生じ、計画的な運営の危機に陥ることが予想される。

減収補填債や臨時財政対策債ではなく、通貨発行権限のある政府が、日本国民の生命、財産を守るために、地方自治体への減収補填に対する交付金を緊急に制定すべきである。

国家予算のプライマリーバランスを確保するのは平時のことであり、今や有事である。日本国民の生命を守るためには一刻の猶予も許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地方自治体への減収補填に対する交付金を緊急に制定すべきであり、令和3年度から執行することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様

議員案第9号

(仮称)文化芸術復興基金を創設し文化芸術の抜本的な支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

小金井市議会議員

坂井 えつ子

斎藤 康夫

田頭 祐子

片山 薫

たゆ 久貴

渡辺 大三

(仮称)文化芸術復興基金を創設し文化芸術の抜本的な支援を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、芸術・文化の活動は昨年2月末から公演やイベントなどが「自粛」を余儀なくされ、その間の損失はこの1月までの1年間で6,900億円(ぴあ総研の推計。昨年5月末時点)にも及ぶとされているが、一切補償がなされていない。

2020年3月12日、国際俳優連合(FIA)と国際音楽家連盟(FIM)が「新型コロナウイルス感染症の緊急対応が、元来生活基盤の弱い日本の芸能実演家を破壊しかねない影響があることに関する声明」を発信し、「日本政府の新型コロナウイルス感染症対策の措置が、日本の多くの公演が中止になっている芸能実演家の収入減少の保護なしに行われていることを、非常に懸念」するとしている。

第2次の緊急事態宣言が本年1月7日に発令された。午後8時以降の時短要請により、ライブハウス・クラブの営業停止、演劇の夜公演の中止、映画のレイトショー上映の中止などを余儀なくされている。営業時間の短縮が売上の減少に直結するにもかかわらず、何らの補償も示されていない。自粛要請と補償は正に一体で実施すべきである。

演劇・音楽・映画を始めとする、あらゆる文化芸術の分野は、コロナ禍の長期化により大きな経済的打撃を受け、既に多くの団体・個人は事業継続が困難な状況に陥っており、存亡の危機にかかわる危機的事態であると言わざるを得ない。

文化芸術の灯を絶やすことのないようにするためにも、国の抜本的な支援が求められている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 固定費への給付など、使途を問わない形での補償を行うこと。
- 2 中止した公演の費用や時短営業による売上減など、売上の減少に対する補償を行うこと。
- 3 国費を投入した「文化芸術復興基金」を創設し、損失の補填・支援を実施すること。
- 4 持続化給付金に代えて、煩雑な手続きを伴わない給付金を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)様

議員案第10号

75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化を撤回することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

小金井市議会議員

斎藤 康夫

片山 薫

渡辺 大三

水上 洋志

75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化を撤回することを求める意見書

政府は75歳以上の高齢者に対し、原則1割の窓口負担に2割負担を設け、負担増を押し付けようとしている。単身の場合は年収200万円以上、夫婦共に75歳以上の場合は年収が計320万円以上の世帯を対象に、約370万人を2022年度後半から2割負担に引上げを狙っている。窓口負担は一人当たり年平均3万4千円増になると推計され、3年間の配慮措置を設けたとしても年平均2万6千円増となる。入院の場合などは年5万円から10万円の負担増になる人も少なくない。

政府は、窓口負担増は負担能力に応じたものと主張しているが、すでに単身で年収383万円以上、夫婦で年収計520万円以上の世帯は、「現役並み所得」として3割負担が押し付けられている。2割負担の導入は中・低所得者を狙い撃ちにした負担増である。

また、政府は「若い世代の保険料上昇を少しでも減らす」ことを主張しているが、これは政府の責任放棄と言わざるを得ない。高齢者の医療費を若い世代に肩代わりさせる後期高齢者医療制度の仕組みをつくり、国庫負担分を45%から35%に減らしてきたことを政府の責任で元に戻すべきである。

暮らしを切り詰めている高齢者が受診を我慢し、早期発見・治療が遅れて症状が悪化すれば、病状回復は困難になり、命にも関わる。現行の1割負担でも窓口負担を苦にした受診控えで手遅れになる方が後を絶たない。

さらにコロナ危機の影響も加わり、暮らしや医療機関の体制もますます困難になるだけでなく、重症化のリスクの高いとされる高齢者は、感染しないようにと外出を控えることによる受診控えも重なり、高齢者の命と健康を脅かす深刻な事態が進んでいる。更なる負担増は行うべきではない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化を撤回することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第11号

東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助対象拡充を
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

小金井市議会議員

村 山 ひでき
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三

東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助対象拡充を求める意見書

東京都は、国庫補助金の交付を受け、令和2年度第二次補正予算において児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止策に係る支援のための緊急包括支援事業を創設した。この事業によって、児童福祉施設等では新型コロナウイルス感染拡大防止対策の事業として1施設等当たり上限50万円まで、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入費、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な研修受講費等の補助を受けることが可能となり、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げすることになっている。

一方で、直接、子どもと接する機会の多い保育士等の職員は日々、自分自身が感染していないか不安を抱えて業務に当たっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

PCR検査の自主的な受診を実施することで、大切な児童、保育従事者自身及び保護者からの安心と信用を得ることができるはずであるが、現在の支援制度では公民問わず児童福祉施設等が自主的にPCR検査を受診しても、検査受診に要した経費は補助の対象外となっており、都内の児童福祉施設、特に保育従事者並びに保護者から柔軟な運用を求める声があがっている。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、児童福祉施設等の現場で働く職員の不安を解消し、継続的なサービス提供が可能となるよう、児童福祉施設等の職員が自主的にPCR検査を受診した場合に要する経費についても補助の対象とするよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第12号

新庁舎等建設予定地の浸水問題への一連の対応について西岡市長の責任を厳しく問う決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

小金井市議会議員

湯 沢 綾 子
片 山 薫
宮 下 誠
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

新庁舎等建設予定地の浸水問題への一連の対応について西岡市長の責任を厳しく問う決議

令和元年6月25日、東京都は、地域安全課に対して、浸水予想区域図を改定した旨を通知し、地域安全課は6月27日に收受した。しかし、地域安全課は、改定があった旨を約3か月半もの長期間にわたって庁舎建設等担当に情報提供をしなかった。このため、7月から10月まで、庁舎建設等担当と基本設計業者は、改定を踏まえた見直しを行わないまま基本設計業務を続行した。

10月15日、地域安全課と庁舎等建設担当が、新庁舎等建設予定地は50センチメートルから1メートルの浸水予想とされた旨に関して、情報共有した。10月31日、庁舎建設等担当は、基本設計業者、コンストラクションマネジメント業者に、新庁舎等建設予定地は50センチメートルから1メートルの浸水予想とされた旨の情報を提供した。しかし、庁舎建設等担当も、設計業者、コンストラクションマネジメント業者も、50センチメートルから1メートルの浸水があった場合に新庁舎等が床上浸水するなどの影響は全く検証しないまま基本設計業務を続行し、完成させた。

令和2年3月、国土交通省が「官庁施設の基本的性能基準」を改定し、官庁施設の浸水性能を見直したが、庁舎建設等担当はそのことに伴う浸水対策に着手しなかった。4月、地域安全課が、東京都の改定した浸水予想区域図を前提とした防災マップの作製を開始したが、庁舎建設等担当は、浸水対策に着手しなかった。6月、西岡市長は、浸水対策を考慮しないまま、実施設計を発注した。8月、小金井市の新防災マップが完成した。同月末、八王子市が東京都の浸水予測区域図の改定を踏まえて、浸水対策のための調査を始めた旨が新聞報道された。9月、庁舎建設等担当は、新防災マップの完成を受けて、浸水対策の必要をやっと意識し始めた。

令和3年1月、西岡市長は、市議会に対して、新庁舎等建設予定地の浸水対策として、敷地の一部について盛り土を行う方針を説明した。2月、西岡市長は、盛り土などの措置を講じることに伴う実施設計変更に要する経費を盛り込んだ「令和3年度一般会計補正予算（第1回）」を提出した。予算額約1,800万円には、地域安全課が庁舎建設等担当に浸水予想区域図の改定を知らせなかった期間に実施された基本設計業務の「やり直し」のための経費が含まれている。

よって、小金井市議会は、以上の経緯に鑑み、以下の事項について西岡市長の責任を厳しく問うとともに、速やかに必要な措置を講じることを求めるものである。

- 1 東京都から浸水予想区域図改定通知があったにもかかわらず、通知を受けた地域安全課が庁舎建設等担当に長期間情報提供を怠ったこと。
- 2 50センチメートルから1メートルもの浸水が想定されるにもかかわらず、床上浸水の危険性などを一切検証しないまま基本設計を終えたこと。また、一切検証しないまま実施設計を発注したこと。
- 3 新防災マップを見て初めて問題意識を持ったとしているが、防災マップは基本的に浸水予想区域図を基に作成されるものであり、令和元年に改定された浸水予想区域図に基づく検証を怠り、令和3年になるまで浸水対策方針の策定ができなかったこと。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会

議員案第13号

公共施設マネジメント推進のための体制構築に早急に取り組むことを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
坂 井 えつ子
湯 沢 綾 子
田 頭 祐 子
片 山 薫
宮 下 誠
渡 辺 大 三

公共施設マネジメント推進のための体制構築に早急に取り組むことを求める決議

今定例会において、学校施設等長寿命化計画、各種個別施設計画及び来年度取り組む公共施設等総合管理計画の改定などについて、いくつか問題点が指摘された。その最たる例は学校施設である。公共施設床面積の約6割を占める小・中学校をいかに有効活用するかが重要なはずであるが、それらのビジョンもなく、多機能化や複合化を含め、施設更新に当たって資産の有効活用という課題の議論は庁舎跡地活用を始め先送りとなっている。令和4年度には第三小学校の建替え及び長寿命化工事の設計に着手するため、早急に取り組むべきである。

これらの視点で議論するためには、担当課は複数の関係課や関係機関と調整することが求められるが、学校施設整備を庶務課が担うことはあまりにも負荷が大きい。かかる議論は市域の全体構想と共に個別事案について庁内を横断した連携調整が求められるため、改めて必要な権限と人員を構築するレベルの案件である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、早急に公共施設マネジメントを推進するための体制を構築することを求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会

議員案第14号

西岡市長が市長選挙で約束したことを都市計画マスタープラン中間報告
に反映させることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

小金井市議会議員

村 山 ひでき
白 井 亨
坂 井 えつ子
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

西岡市長が市長選挙で約束したことを都市計画マスタープラン中間報告
に反映させることを求める決議

西岡市長は、東京都によって優先整備路線に位置付けられた2路線について、2019年12月の市長選挙において、「市民が望まない都市計画道路はつくらせない」ことを訴えた。しかし、新たな都市計画マスタープラン策定に向けた中間報告（案）における都市計画道路に関する記述は、この市長のいわゆる公約を反映する内容には程遠いだけでなく、市の意思や姿勢が見えないものとなっている。2021年3月4日に開かれた全員協議会における中間報告（案）の質疑において、西岡市長は、20年にわたる計画にこれらをそのまま反映するのは困難である旨を述べた。

小金井市全体の都市計画である都市計画マスタープランに個別道路について記載するのはなじまない旨の答弁があったが、小金井都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線については市民の関心も高く、何らかの形で市長の意思を示すことはできるはずである。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、2019年市長選挙における西岡市長が市民に約束したことを、都市計画マスタープラン中間報告の該当項目に何らかの形で反映させることを求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会

議員案第15号

新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設についての財政的裏付けを早急に明らかにし、コストダウンの検討を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

小金井市議会議員

白	井	亨
湯	沢	綾子
片	山	薫
た	ゆ	久貴
渡	辺	大三

新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設についての財政的裏付けを早急に明らかにし、コストダウンの検討を求める決議

令和3年第1回定例会に、令和3年度の予算を反映した財政計画が示された。令和7年度には、財政調整基金が約2億円にまで落ち込むことが予測されている。

しかも、令和3年度小金井市一般会計補正予算（第2回）における、財政調整基金2億5千万円の取り崩しを反映すると、財政調整基金が赤字となる可能性が予測される深刻な事態である。

昨年（令和2年）の第4回定例会で可決した、「早急に見直した財政計画を示し、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設の財政的裏付けを明らかにすることを求める決議」では、「新型コロナウイルス感染症の影響で市財政が深刻な事態となることが予測される中で、新庁舎等の建設に当たっての財政的な裏付けを示すことは急務である。新庁舎等が建設される一方で、学校施設の整備を始め、市民要望の高い事業が実施できなくなるという事態はあってはならない」としている。

新庁舎等建設に当たっての財政的裏付けについての説明は全く不十分と言わざるを得ない。

昨年10月の全員協議会で、市長は、「建設関連経費の財政的な裏付けを明確に示すことで、現実的な事業となり得る」と発言していた。新年度予算が編成・提案されているにもかかわらず、いまだ現実的な事業となり得ていないとすれば大変問題があると言わざるを得ない。

昨年（令和2年）の第2回定例会で可決した決議「新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設に関して、慎重な検討を求める決議」では、「4 新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設の抜本的なコストダウンが必要と判断される場合は、これまでの基礎的与条件の見直しを含め、あらゆる可能性を検討すること」としている。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設についての財政的裏付けを早急に明らかにするとともに、コストダウンの方策についてあらゆる可能性を検討することを求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会